

表2 規制対象となる危険物の数量及び敷地境界線からの距離

危険物の種類	規制対象となる危険物の数量要件	診断義務付け対象となる敷地境界線からの距離
①火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包, 信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬, 爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 5 万個 500km 2t 火薬 10t 爆薬 5t	火薬類取締法施行規則で規定する第1種保安物件までの距離 (火薬類の種類及び数量により異なります)
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50m
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30t	50m
④危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20 m <sup>3</sup>	50m
⑤マッチ	300 マッチトン	50m
⑥可燃性のガス(⑦及び⑧を除く)	20,000 m <sup>3</sup>	13(1/3)m≒13.33m
⑦圧縮ガス	20 万m <sup>3</sup>	施設の内容により異なります。
⑧液化ガス	2,000t	施設の内容により異なります。
⑨毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20t	
⑩毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200t	

- ・表に記載の危険物の数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が対象となります。
- ・敷地境界からの距離についての詳細は国土交通省告示第1066号(平成25年10月29日)を参照してください。